

福岡県周防灘沿岸部における石干見の記録

田 和 正 孝

はじめに―小論の目的

沿岸に石を積み上げ、潮位差を巧みに利用して魚を獲る石干見（イシヒビあるいはイシヒミ）は、漁具・漁法としての価値を失ってすでに久しく、日本ではほとんどが消滅してしまっている。しかしながら「おか」と「うみ」のバツファーズンともいえる潮間帯に敷設されたこの漁具・漁法は、人と海との関わりを知る貴重な手がかりともいえる。それだけに、かつて各地の沿岸域に存在した石干見がいかに利用されたのか、地域の漁業の中でいかなる位置を占めていたのか、といった問題に対して検討を加える必要性が依然として残されている。

そのため筆者は、石干見研究の課題のひとつとして、「石干見の地域文化誌の構築」を掲げ、過去の記録の検証とそれを蓄積することの重要性を指摘した。すなわち、地域調査では、石干見をかつて利用したことのある人びと、石干見の存在を知る人びとへの聞き取りのほか、各地の自治体史（誌）にある水産業史的記述や漁業民俗誌的記述を収集すること、さらには新たな史・資料を見出すことにも注力しなければならぬと考えたのである（田和 二〇一九）。

ここでいう新たな史・資料の発見として、写真資料や絵図、絵画資料の活用的重要性について気づかせる橋村（二

○一九)の指摘は示唆に富む。橋村は、歴史地理学的な視点から、沿岸各地の古写真の点検や、近世期の絵図、名所図会、絵馬などの読み直しを進めることによって、そこに漁具を発見できるチャンスがあるかもしれない、というのである。橋村の考え方を拡大して解釈するならば、石干見が消滅する以前の空中写真の判読も、このなかに含めることができる。沿岸域を撮影した写真のなかから、石干見の存在を明らかにできる可能性も考えられるからである¹⁾。

ところで福岡県は明治期から多くの石干見が存在した。日本定置漁業研究会編(一九三九)は、各都道府県の定置漁具の数を、一九〇七(明治四〇)年末から一九三六(昭和一一)年末にいたる三〇年間に六〇八年ごとの五期に分けて示している。このなかには魴築類漁業に含まれる石干見の統数(表1)も含まれている。これによると福岡県の石干見の数は、一九〇七年には一〇〇基と長崎県の一〇三基に次ぐ全国第二位であった。その後、数は減少したが、それでも一九三六年には四九基が記録されている。

石干見が構築される条件のひとつに、顕著な潮汐作用がみられることがある。この点からすれば、福岡県の石干見の分布域は、玄界灘側を除く周防灘沿岸部か有明海沿岸部のいずれかとなる。

表1 魴築類漁業石干見の県別統数(1907~1936年)

	1907年 (明治40年)	1916年 (大正5年)	1924年 (大正13年)	1930年 (昭和5年)	1936年 (昭和11年)
和歌山県	—	—	—	2	—
山口県	34	—	23	22	21
福岡県	100	62	73	76	49
佐賀県	—	1	5	4	4
長崎県	103	117	185	145	115
熊本県	2	3	6	2	1
大分県	65	71	66	70	69
沖縄県	—	—	—	—	14
総数	304	254	358	321	273

注) 1907年、1916年の数値は年末現在、1924年の数値は調査月日不明、1930年の数値は3月31日現在、1936年の数値は12月31日現在のものである。

日本定置漁業研究会編(1939)より作成。

しかし、有明海側には石干見の記録は現在のところ見出せていない。他方、周防灘沿岸部には明治期・大正期の石干見の資料が残り、また、「イシヒビ」という呼称や「石干見」という漢字による表記も当時から使用されていたことが明らかである。小論では、この周防灘沿岸部における石干見について再検討することを目的とする。自治体史（誌）や地域に残された記録を整理し、絵図・写真等の利用も視野に入れながら、石干見の地域文化誌を時間的・空間的な視点から組み立てることを試みる。以下、第一章では石干見の名称についてこれまでの研究成果を振り返る。第二章では周防灘沿岸部の石干見の概要を示す。第三章は江戸時代末期から明治期にかけての石干見の史・資料、第四章は大正期および昭和前期の石干見の資料について検討する。第五章では本地域における石干見の消滅について考察する。

なお、福岡・大分両県沖合の周防灘南部は、この地方の旧国名に因んで豊前海と称されることがある。これまでの研究成果においても周防灘と豊前海の二つの海域名が用いられてきたが、両者が示す地域にはほとんど差がみられない。したがって、小論でもこれらを厳密に使い分けることなく論を進める。

第一章 石干見の名称

本章では、周防灘沿岸部における石干見を考察する前段として、石干見の名称に関わる論点について、これまでの研究を振り返っておく。

石干見は、魼築漁業に含まれる定置性の漁業種類のひとつである。水産行政の用語としても使われてきた。石積みによって構築されたこのような漁具の一般名称であることも、学界では定説である。他方において、石干見を表現する様々な地域固有の名称があったことが、これまでの研究から明らかになっている。

西村（一九六九）は、「名称は大体、沖繩、奄美の *KADJ*（垣）系統と、九州一円で用いられている *SUKI*（掬い）系統に大別できるようだ」と述べている。小川（一九八四）は「九州の有明海の諫早湾（泉水海）・島原半島・宇土半島付近に見られるものはスッキイといわれ、周防灘の福岡県・山口県沿岸にみられるものはイシヒビといわれる」と記している。小川は、加えて、豊前海の石干見を調査した一九六二年の記録として、「ヒビを干見と漢字であてて、石干見という用語が豊前海地方からはじまったと思われる」と指摘している。ただし西村や小川は、これ以上、石干見の名称をめぐる議論を展開していない。

筆者自身も石干見の地名名に関心をいだき、文献調査および九州各地でのききとり調査を続けてきた。その結果、周防灘沿岸部にみられるものがイシヒビやイシヒミ、あるいはヒビやヒミと呼ばれたことを確認するにいたった。さらに個々の石干見についてはそれを特定できるように、個人の名前、その大きさや形状を表現する名称、地域を表す特徴的な名称などをヒビという語の前につけて呼ぶのが一般的であることも明らかとなってきた。たとえば、大分県宇佐市の長洲海岸には昭和一〇年代に七基の石干見が存在した。これらは総称してヒビと呼ばれたが、これらのうちの六基には兵作ヒビ、国ヒビ、宮ヒビ、長ヒビ、角兵ヒビ、女ヒビという名称がつけられていた（田和二〇一九）。残る一基については、詳細はわからない。

「イシヒビ」という呼称、「石干見」という表記は、周防灘沿岸部におけるこうした漁具の名称と考えて誤りはあるまい。ただし、この用語がどのようにして行政用語、学術用語として定着するにいたったのか、その過程は依然として不明のままである。

イシヒビあるいはイシヒミの語源は、石で造られた簀すなわち石簀と考えて誤りはない。簀は、浅海に竹材や竹などで編んだ簀を建ててつくった陥穽漁具のことである。ノリやカキを養殖するために沿岸部に竹材を杭のように打ち込んだ漁具も「ひび（簀）」と呼ばれる。室町時代に成立した抄物のひとつである玉塵抄（一五六三年）には「江ヤ

浦ニシバヤサ、ノ葉ヲシカト立テ、ヨコニ水ヲセイテ魚ヲトルヲソレヲヒット云ソ」とある（中田編 一九七〇）。入り江や浦のような内湾部に、柴や笹の葉を編んだり結わえたりしてこしらえた簀状の道具を隙間なく建てて、これによって海水の流れを遮って魚を漁獲する漁具・漁法をヒビと呼んだのである。

ヒビは、古くは「ヒミ」とも発音したという。これは音声学的な子音の交替という現象で説明がつく。すなわち、m音とb音とが変化し、それぞれに母音iがついた結果、イシヒミとイシヒビが併存するようになったと考えるのが適当である⁽²⁾。音声学的な視点からいえば、石干見はイシヒビあるいはイシヒミのいずれの読みでもよいことになる。

第二章 周防灘沿岸部の石干見

(1) 周防灘沿岸部の概要

周防灘は、瀬戸内海のもっとも西部に位置する海域である。山口県南部、福岡県北東部、大分県北部によって囲まれている（図1）。東は伊予灘に接し、北は関門海峡を経て響灘へと続く。伊予灘との境界は、おおそ山口県の屋代島（周防大島）、室津（熊毛）半島、長島、祝島と大分県の姫島、国東半島北岸を結ぶ線である。福岡県および大分県の沿



図1 福岡県東部周防灘沿岸部

岸海域の一部は、前述したように、豊前海とも呼ばれている。

福岡県東部地方では、長峽川^{なががお}、祓川^{はらい}、城井川^{きい}、佐井川、山国川をはじめ大小一五以上の河川が周防灘に注いでいる。下流部には沖積平野や三角州が形成されてきた。また、潮汐作用が顕著にみられ、大潮時の潮位は最高四メートル以上⁽³⁾に達することがある。干潟^がが平野末端部から沖合数キロメートルまで発達し、海面が水深一五メートル程度の浅海部までゆるやかに傾斜していることも、この地域の海岸地形の特徴である。このような沿岸部の自然条件が、石干見の構築を可能にできたのである。

周防灘沿岸部は、明治後期に鉄道や国道^がが敷設され工業化が進展するまでは、農業・漁業を主たる生業とする「海付き」(安室 二〇一一)の地域であった。このような生業をになう人びとが、海岸に石干見を築いてきたと考えると誤りはない。ただし、干潟^がでは、早いところで一七〇〇年代後半の天明年間(一七八一〜八九年)から江戸時代末期の文久年間(一八六一〜六四年)、さらには明治期以降にも、新田開発を目的とした干拓がおこなわれてきた。これにより海岸線は改変し、石干見の構築に適していた干潟もかなり失われたと考えられる。消滅した石干見が数多く存在したのであることも容易に察せられる。この地域の石干見の存在を分析するに際しては、以上のような干拓事業による影響を考慮しなければならない。

(2) 石干見の形態

周防灘沿岸部にあった石干見の形態を伝える資料は少ない。そのなかにあつて、福岡県水産試験場が、大正末から昭和初期にかけて調査した豊前海沿岸の漁具・漁法に関する報告書にある石干見の記録は貴重である。石干見は、雑漁具五種⁽⁴⁾のひとつとして掲載されている(福岡県水産試験場編 一九二七)。石干見の調査事例は、築上郡三毛門浦^{みけかほ}のもの(図2)である。説明には「干見」に対して「ひみ」とルビがうたれている⁽⁵⁾。漁期や漁法についての聞き取

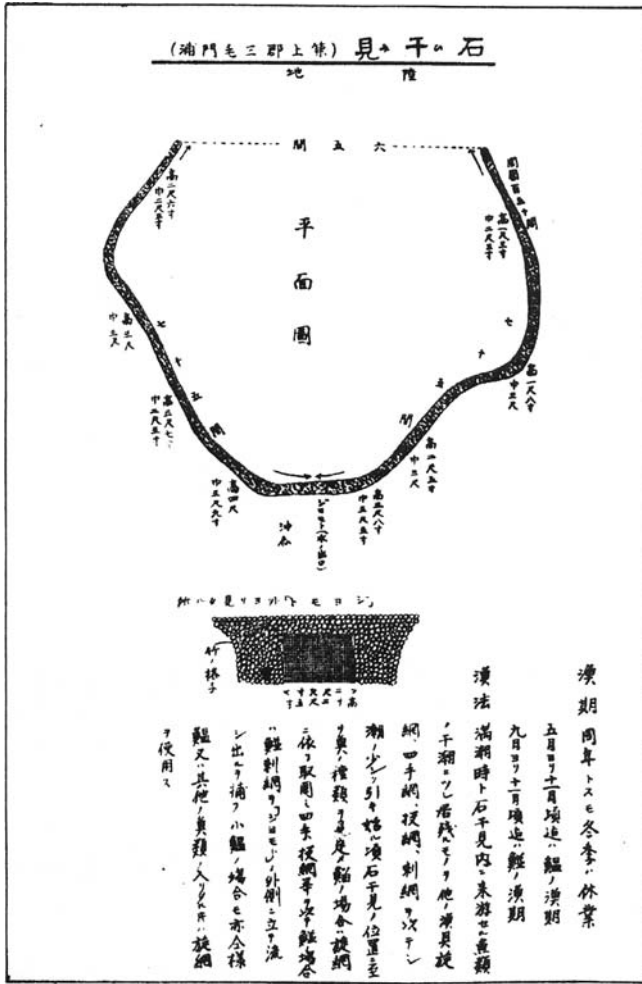


図2 石干見（築上郡三毛門浦）の図
福岡県水産試験場編（1927）による。

り内容とともに、平面図が描かれ、そこにいくつかの部位の高さや長さの計測値が示されている。現地調査によって入手したこうした資料の価値は高い。説明内容の一部は以下の通りである。

石干見漁の漁期は周年にわたるものの、冬季は休業した。五月から十一月頃まではイワシ、九月から十一月頃まではアミエビの漁期であった。満潮時に来遊した魚類のうち、干潮時になっても石干見内に居残るものを、まさ網、四

手網、投網、刺網などを使って漁獲した。まず、潮が引きはじめるころに石干見に行つて、なかに残っている魚類を見定めた。ボラはまき網によって取り囲み、四手網や投網などで漁獲した。イワシ、その他の魚類が入つた場合には、まき網を使用した。アミエビは、もつとも沖側に設けられたジヨモトと呼ばれる暗渠状の排水口の外側に刺網を建てて、海面へと泳ぎ出てゆくものをこれによって捕獲した。小イワシも同様の漁法で漁獲した。

形態は前掲図2の平面図から馬蹄形に近いことがわかる。海岸の両袖側にあたる石積みの端と端との間隔は約一八メートルある。石積みは沖側のジヨモトまで、両袖とも約一三七メートルあつた。石干見内の面積は約一・四ヘクタールと推定できる。石積みの高さおよび幅については、両袖に四か所ずつ計測値が記載されている。その高さは海岸部で四〇〜八〇センチメートル、もつとも沖側で一一五〜一二〇センチメートル、基底部分の石積み幅は、海岸部で七〇センチメートル前後、沖側で一〇〇〜一二〇センチメートルであつた。大潮時には、最高潮位から判断して、石積みの高さ以上の高さまで海面下に隠れたと考えられる。海岸から沖を見た場合の右袖にあたる石積みの高さの方が、やや高めである。この点からみれば干潟自体に高低差があり、左袖側の方がやや高い海岸地形であることがわかる。

外側から見たジヨモトの図も掲げられている。開口部分の幅は八八センチメートル、高さは七六センチメートルあつた。そこに目の細かい竹製の格子を固定し、魚が石干見内から逃げないように工夫されていた。アミエビや小イワシを捕獲する場合には、この格子をいったん外しておいて刺網を敷設したのであろう。

第三章 江戸時代末期および明治期の石干見に関する史・資料

(1) 石干見の存在時期

石干見がいつ頃からこの地域にあったのか明らかにできる古い史・資料は存在するのであろうか。また、石干見という表記はいつ頃まで遡って確認できるのであろうか。

石干見の存在を伝える伝説の類としては、平安時代前期の学者菅原道真に由来するものがある。築上郡史編纂委員会編（一九五六）には以下のような記述がある。

菅地の梅に云う「既に豊前国築城郡椎田浦に着き給ふ。此日北風の烈しかりしにや、此浦にひゞとて海に箕の手の石を組立て門一つを明け置汐の干を待て漁する業なす者あり。

其日業に出で居れるが菅公の甚く御舟に悩み給うを見奉り海辺に座せんとて御座所を尋求めけるが、やがて舟の綱を打敷て座せ奉りぬ。（中略）儲そのひゞ主は尾原村の者にて、一人は八田村の者なるが、尚ほ菅公を勞り奉りて背に負ひて家に入奉り、（以下、略）」。

史実とは異なり考証しがたい以上のような伝説を除外して、筆者はこれまで、福岡県におけるもつとも古い石干見の記録を、後述する明治期の漁業税に関係する資料に見出すことができる、としてきた。しかしながら、最近、この地域に残る江戸時代末期の絵図から石干見の存在を確認できることがわかった。それが、次節で考察する県東部、大分県との県境近くを流れる山国川の河口部にあった、砂州島小祝と高浜をめぐる小倉藩と中津藩との境界争いに関連

して作製された絵図である。

(2) 江戸時代末期の絵図にみる石干見

山国川河口域は、江戸時代には高瀬川と呼ばれていた。また沖合にあった小祝島の三角州で分流する河川のうち中津城側は表川、中津川、小犬丸村が面する側は裏川、小犬丸川などと呼ばれた。慶長末年頃(一六一〇年代)、仲津郡今井村の漁業者が移り住んで漁業を営んだのが小祝における漁業集落の成立といわれている。江戸時代中期までは今井村にちなんで小今井村と呼ばれた。小祝は、もともとは陸続きであったが、一六六九(寛文九)年の大洪水によって河川の流路が変わった結果、砂州島となった。小祝の西側には高浜という洲があった。このあたりは小倉藩領と中津藩領とが混在しており、両藩の間にしばしば境界をめぐる争いとともに替地がなされた。領地替えの経緯については、豊前市史編纂委員会編(一九九一a)に詳しい。一八六七(慶応三)年には、小倉藩領の小祝村および高浜と中津藩領の直江村、土屋垣村、別府村の一部との所領の交換が完了した。その結果、小祝村、高浜が中津藩領に編入された。なお、現在では小祝は大分県中津市、高浜は福岡県築上郡吉富町に属している。

江戸時代末期の小倉藩領と中津藩領との境界争いに関係して作製された小祝周辺と山国川河口部、沖合の砂州を示す絵図が残されている。吉富町教育委員会によれば、五葉を確認できるといふ。それらは、現在、吉富町小犬丸にある八幡古表神社こひやが所蔵する「小祝ノ絵図面」二葉(吉富町教育委員会編二〇〇一)、豊前市の辛島家が所蔵する「幕末期替地前の小倉・中津領の藩領界」と「幕末期の小倉・中津両藩の領界の村々」(半田解説・校訂、豊津町史編纂委員会企画一九九二)、さらに大分県日田市にある廣瀬資料館所蔵の絵図一葉(半田校訂・解説、中津藩政史料刊行会企画一九八七)である。

これらのうち八幡古表神社所蔵の二葉の絵図には高浜の沖側に東西に六基の石干見が描かれている。藩領を色分け



写真 1 「小祝ノ絵図面」その 1 (八幡古表神社所蔵。写真提供：吉富町教育委員会)

小倉藩領と中津藩領を色分けした絵図。高浜の沖側に東西に 6 基の石干見が描かれている。6 基とも小倉領を意味する赤によって彩色されている。東側の 2 基をまとめて「小祝浦石干見」、続く 3 基にそれぞれ「小祝浦干見」という記載がある。もつとも西側に位置するものには記載はない。



写真 2 「小祝ノ絵図面」その 2 (八幡古表神社所蔵。写真提供：吉富町教育委員会)

高浜の沖側に石干見が破線で 6 基描かれている。西側から順に「直江干見」「小祝干見」「同」「小祝干見」「同」「同」とある。もつとも西側の 1 基は佐井川河口部右岸に位置した直江村の村民が所有していたと考えられる。

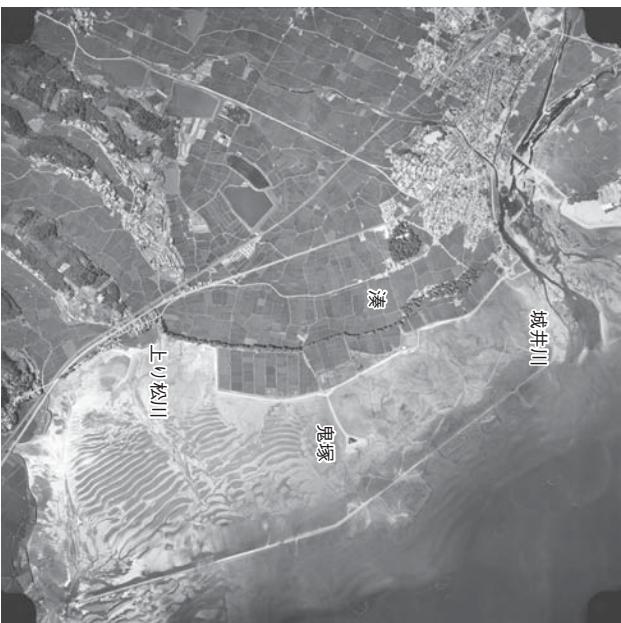


写真 3 1962年に撮影された現在の築上町上空の空中写真
(国土地理院 MKU 629・C 6-10)

城井川河口部から南に続く干潟に10基以上の石干見(石干見であったと思われる痕跡を含む)が認められる。干拓堤防が干潟の沖側にすでに完成しており、小さな陸繋島であった鬼塚が、堤防内に取り込まれている。



写真 4 1962年に撮影された現在の築上町上空の空中写真
(国土地理院 MKU 629・C 5-9)

城井川河口北部の高塚、宇留津地区の干潟に石干見とその痕跡と思われる9～10基の構造物がある。

して示した絵図(写真1)には六基とも小倉領を意味する赤によつて彩色され、さらに東側の二基をまとめて「小祝浦石干見」、続く三基にそれぞれ「小祝浦干見」という記載がある。もつとも西側に位置するものには記載はない。本図は、豊前市史編纂委員会編(一九九一a)によれば「高浜論所絵図」と命名されており、文化年間(一八〇四～一八一八年)に作製されたものであるという。もう一葉の絵図(写真2)にも同様に、高浜の沖側に石干見が破線で六基描かれており、これらには西側から順に「直江干見」「小祝干見」「同」「小祝干見」「同」「同」と記載がある。もつとも西側の一基は山国川の西を流れる佐井川河口部右岸に位置した直江村の村民が所有していたと考えられる。辛島家が所蔵する「幕末期替地前の小倉・中津領の藩領界」絵図は、前掲の八幡古表神社蔵の後者の絵図と構図的には同じである。吉富町教育委員会によれば、辛島家のこの絵図と八幡古表神社の絵図とは、小倉藩側と中津藩側にそれぞれ一葉ずつ残されたものに合致するのではないかという。辛島家所蔵のこの図にも高浜の沖側に六基の石干見が描かれており、それらには西側から「直江干見」「小祝干見」「同」「同」「同」「同」「小祝干見」との記載がある。なお、本図の一部は、築上郡史編纂委員会編(一九五六)の口絵にも掲載されていることを確認した。この絵図には「中津、小倉両藩慶応三年一部の替地々図」との名称が付されている。一八六七年の替地の状況を説明したものである。辛島家が所蔵するもう一方の絵図「幕末期の小倉・中津両藩の領界の村々」には、高浜の沖側に石干見らしきものは描かれていない。

廣瀬資料館所蔵の「幕末期替地前の中津・小倉領の藩領界」に関する絵図は、一八六七年の替地直前のものとされており、高浜沖に五基の石干見が描かれている。もつとも西側に位置する石干見には「小祝浦石干見」とあり、これに続く東側の四基にはいずれも「同右」との記載がある。

以上の江戸時代末期に描かれた絵図に対する考察から、当時すでに干見とともに石干見という用語も存在していたことが明らかになった。これら一連の絵図は、筆者が現在までに確認できた福岡県の石干見に関係する史料のなかで

もつとも古いものとして位置づけることができる。

(3) 明治期の石干見資料

筆者は、福岡県において石干見が登場するもつとも古い資料は明治期の漁業税規則であると考えてきた。この規則は一八八〇（明治一三）年に施行された。掲げられている地区（村）ごとの各種漁業に対する税目表のなかに、石干見の税額も記されている（福岡県庁庶務課別室史料編纂所編一九四九、三井田二〇〇六）。

本規則第一条の条文は、「漁業税ハ八等二分チ各村各種ノ税額ヲ定メ之レヲ課ス其目左ノ如シ 但網漁ハ網敷ニ長縄漁ハ縄敷ニ羽瀬石干見漁ハ

箇所ニ抛リ課税ス」となっており、石干見への課税額は敷設場所の漁獲成績によって決定されたことがわかる。税額表によると、仲津郡の二地区（稲童^{いなどう}、松原の二大字。以下、（一）内の地名は大字を示す）、築城郡の七地区（湊、高塚、東八田、西八田、宇留津、松江^{しょうえ}、有安）、上毛郡の四地区（八屋、沓川、四郎

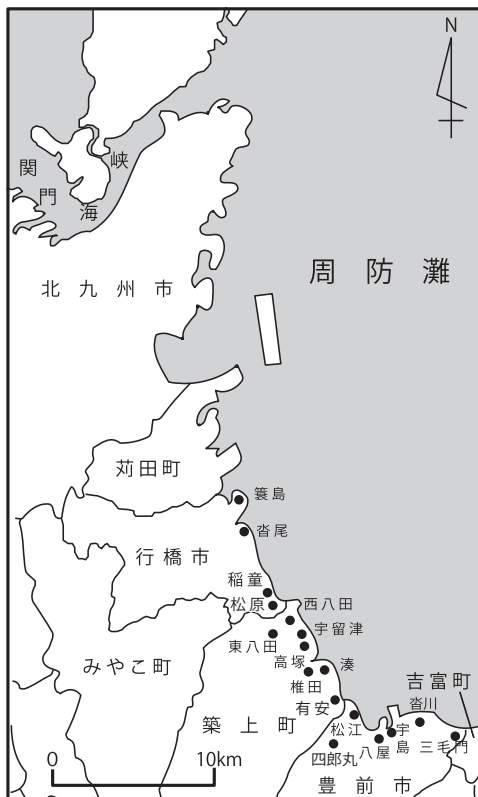


図3 周防灘沿岸の集落（大字）
主要な集落（大字）名を掲げた。ベースマップは現在の行政界を示したものである。

丸、三毛門)の計一三地区(図3)に石干見があった。税額は条文の通り八等級に分けられており、年額一円の六等とされた三毛門の石干見を除くと、他地域の石干見は、いずれも最下級の八等にあたる年額二〇銭であった。また、地区内の漁業種類が石干見だけに限られるところが四地区(松原、高塚、東八田、西八田)含まれていたこともわかった⁽⁶⁾。

三毛門を除く一二地区では、石干見による漁業生産額がわずかであり、石干見は商業的漁業の範疇に組み込まれていなかったと考えられる。石干見以外の漁業種類の記載がない四地区には、専業の漁家は存在しないことになる。石干見は農家、あるいは農業と漁業を併営するいわば半農半漁の家が所有し、毎日の「おかずとり」の場としてこれを利用していたと考えるのが適当であろう。

小川(一九八四)は、一九六二年に椎田町の石干見を調査した際、椎田町湊に在住の鬼頭栄太郎という人物(当時八二歳)が所有する、明治期の石洲の売買に関する以下の受領証を確認している。

受領之証

一、 金八拾五円也

右前記之金額

石洲壹ヶ所売

買代金トシテ受

取申候也

明治三拾四年七月廿八日

西角田村字上り松

中尾タヨ

畑中惣吉

椎田町湊

増右衛門殿

小川は、石洲が石干見のことと思われると述べ、ここでいう八五円が米二〇俵に相当する価格であると推察している。石干見は売買される対象であった。

築上郡角田村松江に組織されていた松江浦漁業組合の組合規則（一九〇二・〇三年）によると、組合が有する漁業権には水面専用漁業権、定置漁業権、区画漁業権、入会漁業権の四つの漁業権があり、このうちの定置漁業権には、柵網類漁業、張網類漁業、魩簍漁業が含まれた。魩簍漁業をさらに細分すると石干見（簍）と石筌があつた。「魩簍類石干見」の漁業免許には、漁獲物の種類としてイナ（ボラの若魚、以下、魚名の（ ）内は筆者注）、セイゴ（スズキの若魚）、イカ、チヌ（クロダイ）、カニ、ヒラ、カレイが掲げられ、漁期は一月一日から二月三十一日まで「昼夜兼行」であつた。さらに、慣行事実として、「其年紀ヲ詳スルニ能ハズト雖モ既往ニ遡テ推考セバ已ニ旧藩時代ヨリ設置セラレタルコト確實ナリ」との記載がある（豊前市史編纂委員会編 一九九二）。石干見が江戸時代から存在したことは間違いないというのである。

第四章 大正期および昭和前期における石干見漁

大正期（一九〇〇年代初頭）における石干見の状況が明らかにできる資料として、福岡県水産試験場が一九一七（大正七）年に刊行した『福岡県漁村調査報告 漁業基本調査第一報』（福岡県水産試験場編 一九一七。以下で書名を取り上げる際には、『福岡県漁村調査報告』と略記する）がある。この報告書は、一九一五（大正四）年二月の現地調査に基づいている。基本的には漁業組合⁷⁾を構成した大字⁸⁾ごとに整理されているが、報告書のタイトルにある「漁村」は、大字だけではなく、漁業を生業の一部とする集落を指している場合もある。以下では、こうした「漁村」を表す用語として、漁業集落あるいは単に集落という用語を使用する。

漁業集落⁹⁾ごとにまとめられたこの報告書は、集落の総論的な説明に続いて、漁船数、産額（漁業生産高）、漁業者の副業の種類、漁業者家族の業務、漁業組合、魚市場について取り上げる。加えて網具、釣具、雑漁具、養殖業などの員数（漁家数、一部の漁具は漁具数）、漁期、漁場、漁獲物、漁獲高を記載する。

石干見は、豊前海に面する京都市仲津村稲童（現在は行橋市域）、築上郡八津田村、椎田町、西角田村（現在はいずれも築上郡築上町域）、築上郡角田村松江、同郡三毛門村（現在はいずれも豊前市域）、築上郡東吉富村（現在は築上郡吉富町域）の各集落に存在していたことが報告書からわかる。石干見の合計数は八九基にのぼった。ちなみに前掲の日本定置漁業研究会編（一九三九）には、福岡県の石干見の数が一九一六（大正五）年に六二基とある。

大正期における福岡県の石干見について、筆者はすでに『福岡県漁村調査報告』に依拠して若干の報告をしている（田和二〇二・二〇一九）。しかし、その内容は石干見の名称および当時の石干見の数に注目した程度であり、地域文化誌的な記述にはいたっていない。そこで本章では、この報告書の記述を再検討するとともに、新たに見出すこ

とができた資料を加えて、各漁業集落の石干見漁について考察したい。

(1) 京都郡仲津村稲童の石干見

行橋市史編纂委員会編(二〇〇六)は、石干見漁を以下のように説明している。すなわち、干潟に大小の石を積み上げて半円の築堤(高さ一メートル、長さ五〇〜七〇メートル)をつくり、この築堤の最も深いところに網を張り、干潮時に海水が出て網の付近に逃げ遅れて寄集まった魚をたも網などで獲る。漁期は周年(盛期は四月から一月まで)で、漁獲物はボラ、スズキ、クロダイ、イカなどである。石干見は、稲童の石並や松原で行われたという。これが、いつの時代を意識した説明文なのかは明らかでないが、漁具の規模は前述した三毛門の石干見と比べると、小型である。

稲童は、大正期には仲津村に含まれる大字であった。小河川の河口に船溜まりを有していた。この船溜まりは決して良港とはいえなかったが、北は長峽川、今川、祓川の河口沖合にある箕島(現在は行橋市域)から南は八屋(現在は豊前市域)までの間に存在した集落の港のなかでは、小・中型漁船の発着に便利な漁港となっていた。この地が小倉藩領であった時代には、村民は農業の傍ら、石干見を営むにすぎなかったという。その後、八屋や箕島の漁業者、岡山県からの漁業者が移住してきて居ついた。一九一五年当時、戸数は三六戸を数えた。うち一八戸は移住者の家で、いずれも専業漁家であった。主たる漁業種類は柵網、打瀬網、チヌ(クロダイ)延縄、アナゴ延縄、たこつぼであった。ただし、漁業者家族の業務として農業、漁具製作、農業手伝いが掲げられていることから、各漁家は農地を所有するか、借地して農業にも従事していたものと考えられる。移住者の家を除く一八戸はすべて農業を主としていた(福岡県水産試験場編 一九一七)。

石干見は一七基あったことが記録されている。漁業者の副業の種類として「十八戸ハ漁業専業 十八戸ハ農業九分

漁業一分」とある（福岡県水産試験場編 一九一七）。この記録から、石干見は、旧藩領の時代から居住していた農家が継承し、所有していたものと考えられる。石干見漁では、一般に農業者が農作業の合間に、よい潮時をみて作業をいったん休止し、漁に勤しむ。農作業に支障のない夕刻から夜間、早朝にかけての時間帯に生じた干潮時間を選択して漁に出かけたりもする。石干見漁はこのように日周期的なリズムのなかでの「農間漁業」という性格が強い（田和 二〇一九）。稲童の専業漁家が網漁と釣漁を主体とした漁船漁業⁸⁾に従事していた（福岡県水産試験場編 一九一七）ことを考えると、これらの漁家が、漁業活動時間が干潮時に限定される石干見を、潮時に応じて毎日のように利用したとは考えにくいのである。農家数と石干見の数がほぼ同数であることから、各農家がそれぞれ一基を個人所有する形態であったとも察せられる。石干見は周年にわたって利用されており、イナ、ボラ、アミ（小エビ）が漁獲された。石干見を使用するにあたっては、漁業組合に漁業料を納めた。

福岡県水産課は、一九二七（昭和二）年にも県下の漁業集落を調査している。その報告が『福岡県漁村調査』（一九二九…筆者未見）として刊行されている。行橋市史編纂委員会編（二〇〇六）は、この調査を参考にして、現在の市域に含まれる四つの漁業集落、すなわち簗島浦、沓尾浦、稲童浦、長井浦の昭和初期の漁業の状況についてまとめている。これによると、石干見が当時存在していたのは稲童浦のみで一〇基が記録されていた。石干見の平均漁獲金額は年間一五〇円、したがって総額は一五〇〇円となった。

石干見は、ウナギを獲るために河口部に設けられる石倉とともに、干潟漁業の代表的なものであった。これらの干潟漁業は、稲童浦の「浜」部に居住する漁業専業者ではなく、「岡」部に住む農家によって兼業として営まれたという。石干見はここでも農家による日周期的な「農間漁業」の装置として位置づけられるのである。

(2) 築上郡八津田村の石干見

八津田は、かつては宇呂津や宇留津とも称する漁業が盛んな集落であった。一九一〇（明治四三）年には石干見が一五基あった（椎田町史編纂委員会編 二〇〇五a）。しかし大正期には漁業集落としての面影はなく、漁家三六戸のいずれもが「半漁半農」形態であった。主として桝網およびボラ旋網⁹がおこなわれていた。漁家の生計は農家には及ばなかったものの、比較的豊かであったという。一九一五年当時、石干見は一〇基あり、周年にわたって利用されていた。漁獲対象は、イナ、ボラ、コチ、イカ類、セイゴ、チヌ、カタクチイワシなどであった。使用にあたっては、漁業組合に漁業料を納めていた（福岡県水産試験場編 一九一七）。石干見の所有形態については特に記載はないが、内陸側に位置する大字東八田・西八田の農漁家が所有していた石干見も存在したのではないだろうか。

なお、石干見は一九三四（昭和九）年には一一基あったという資料が残っている（椎田町史編纂委員会編 二〇〇五a）。

(3) 築上郡椎田町の石干見

椎田は、戸数六三戸からなる「半漁半農」の集落であった。主たる漁業種類はボラ旋刺網、桝網、石干見であった。このうち石干見は三三基あり、数としては、周防灘沿岸の漁業集落のなかでは最多であった。石干見ではイナ、チヌ、ボラ、スズキ、サヨリ、イカ類などが漁獲された。周防灘沿岸全体での石干見による漁獲高は、一九一五年には三二二〇円にのぼったという。椎田はそのうちの二六五〇円を漁獲した（福岡県水産試験場編 一九一七）。

一九一四（大正三）年に申請された以下のような石干見の漁業権免許願（漁場図を含む）が、椎田町史編纂委員会編（二〇〇五b）に収録されている。

漁業免許願

一 漁業ノ位置及区域

別紙漁場図ノ通

一 漁業ノ種類及名称

魷築類 石干見

一 漁獲ノ種類

ぼら いな せいご いあ ちぬ かに すゞき ひら かしい ゑい 小いわし あみ

一 漁業時期

毎年 自一月一日

至十二月三十一日

一 漁業権存続期間

満二十箇年

前記ノ通定置漁業ノ免許相受度別紙漁場図二通及関係書類相添此段相願候也

福岡県築上郡椎田町大字湊九四番地

大溝松太郎 印

大正三年二月一日

福岡県知事 谷口留五郎殿

福岡県周防灘沿岸部における石干見の記録

漁場図には「定置漁業 築漁業石干見図」とともに、漁場位置として「築上郡椎田町大字湊鬼塚西角」が記載されている。

椎田町史編纂委員会編（二〇〇五a）は近現代の慣行漁法を説明するなかで、石干見について以下のようにふれている。まず小見出しとして「石干見（石筵^{ひび}）」を使用していることに注目しておきたい。石干見は当地方独特の原始的漁法で、海岸近くの浅瀬に広さはおよそ一ヘクタール、高さ一・五メートルくらいの石積みの囲いをつくり潮の干満を利用し干潮のとき石積みの囲いのなかに残った魚を獲っていた。豊前海の豊富な魚が大量に獲れ、多いときは馬車で運び市場に出したこともあった。なお、昭和初期においても宇留津海岸に一一基の石干見があったことを『八津田村史』（筆者未見）を引用して述べている。また、地域の漁業関係者と思われる二名（池田正敏、森寛太郎の二氏）からの聞き取りとして、高塚海岸に六、七基、有安海岸に三基あったことが記されている。

石干見での漁獲物は、クロダイ、チヌ、エイ（アカエイ）、サヨリ、ダイガンジ（ダツ）、ボラ、イナ、ベカゴ（ジンドウイカ）、ハモ、モンゴウイカ、アミ、コベシ（カワハギ？）、ソソラ（トウゴロウイワシ）、ヒサ（イシダイ）、その他の雑魚であった（椎田町史編纂委員会編二〇〇五b）。

石干見の権利は、漁業組合の漁業権とは異なり、県に一年ごとに申請することによって得た。この権利は家ごとに継承された。石干見の所有者を干見主と呼んだ。干見主は、湊に二〇軒、東高塚に七、八軒、東八田と宇留津に各々二軒あったという。干見主が自らの石干見において大きな魚を漁獲したのちには、近所の子供がここに入って残った小魚を獲つてもよかった。漁獲が多い時には魚を近所に配った。陸に近い方に敷設された石干見を岡干見、沖の方の石干見を沖干見と呼んだ。岡干見と沖干見を一基ずつ所有していた家が多かったという（椎田町史編纂委員会編二〇〇五b）。こうした状況はいつの時代のことなのか特定できないものの、干見主という呼称や岡干見と沖干見という敷設場所による分類は、この地域の石干見の所有形態に関わる重要な記述内容である。

(4) 築上郡西角田村の石干見

西角田村では漁業者は大字有安に居住していた。有安は、以前は隣村の松江浦に属していたが、その後分かれ、一浦となった。一九一五年当時の漁戸の数は一四あり、いずれもが半農半漁形態であった。石干見は六基存在した(福岡県水産試験場編 一九一七)。

(5) 築上郡角田村の石干見

角田村では松江に石干見が存在した。松江は築上郡の中でもっとも古い漁村で、慶応年間(一八六五～六八年)には播州(播磨国)から豊前国の長洲浦(現在の大分県宇佐市長洲)を経て導入された岡建桝網、さらに明治中期には京都郡荊田浦から導入された沖建桝網が隆盛をきわめた。大正初期には桝網のほか、手繰網、吾智網、延縄が主流であった。雑漁具のなかに石干見が五基含まれていた。一九一五年の漁戸数は四二である。各戸は半農半漁的な生業形態をとっていた(福岡県水産試験場編 一九一七)。

豊前市史編纂委員会編(一九九一b)は、大正期の松江における沿岸定置網漁業の概況を「松江浦漁業組合」の資料を用いて説明している。それによると、一九二〇(大正九)年五月一三日に開催された同組合の総会で、桝網七件、沖建網三件、建干網一件、石干見五件の漁業権の更新を県に申請(存続期間一〇年)することが決議されている。松江では、石干見漁が少なくとも漁業免許の上では昭和初期まで継続したのである。

(6) 築上郡三毛門村の石干見

三毛門村のなかで漁業を営む者がいたのは大字杓川の一集落のみであった。一九一五年当時の漁戸数は一九となっているが、いずれも農業を主としており、漁業は、建干網や徒歩曳網、石干見など干潟漁業がわずかにおこなわれる

のみで、「微々トシテ振ハズ」の状態であった。石干見は一三基あったことが記録されている。各漁戸は漁船を有してはいなかった。この点からいえば、「其ノ業態寧口之ヲ漁業者ト呼ブノ至当ナリヤヲ疑ハザルヲ得ズ」の状況であった。定置漁業の一種である柵網が隆盛をきわめた三〇年ほど前、すなわち明治二〇年代の面影はすでになかったのである。ただし、各戸は水田を平均で七、八反所有しており、豊かとはいえないまでも生活に困窮することはなかった（福岡県水産試験場編 一九一七）。

『福岡県漁村調査報告』を作成するための現地調査は、一九一五年に実施されたことにはすでに指摘した通りである。第二章で取り上げた三毛門の石干見に関する調査は大正末年から昭和初期にかけてなされている。したがって、三毛門では一九一五年以降、各戸は農業を主としながら、少なくとも一〇数年間にわたって「おかずとり」としての石干見を維持管理していたことがわかる。

(7) 築上郡東吉富村の石干見

東吉富村は山国川の左岸に位置した。川を隔てた右岸側は大分県である。一八三七（天保八）年に他地域の漁業者が山国川沿いの喜連島に移住してきたのが漁村としての起源であるという。喜連島の漁業者は天保期以降増加し、一九一五年現在で戸数は一一〇に達していた。これらのうちの六〇戸が専業の漁家であった。烏賊芝手繰網漁のほか各種の手繰網漁、たこつば漁、貝桁網漁などが盛んにおこなわれた。これら以外の雑漁具のなかに石干見が五基あった。漁業組合は、石干見の経営に対して漁業料を徴収した（福岡県水産試験場編 一九一七）。

第五章 石干見の消滅—松江と椎田の事例から

昭和期以降の石干見漁に関する記述は、管見によればきわめて少ない。わずかに確認できる統計として一九四八年の築上郡における漁業権の所有状況に関する資料が残っているが、これによると定置漁業権が一六九件あり、そのうちの一二七件（ます網…一一〇件、魴簍…一七件）を漁業会⁹⁰が所有し、残り四二件（いずれも魴簍）を個人が所有している（小林編 一九四九）。個人所有の漁業権は石干見の漁業権と考えると誤りはないであろう。

一九六二年に豊前海の石干見を採訪した小川（一九八四）の記述はこうした状況にあって貴重である。この記述に若干の補足をしながら以下にまとめてみよう。

三毛門の杳川の地先海浜に高さ一メートル五〇センチほどで角ばった半円形の石干見が三基、壊れているものが二基、国鉄日豊本線の豊前松江駅前にも一基みられた。海岸は小さい丸石の多い砂場であった。石干見のネギリ（基礎部分のこと…筆者注）の石には丸石が使われていた。石積みは海岸にある石ばかりを使ったものではなく、足りない石は他所よりもってきた。石干見の排水溝はジョモトといい、一基に一個ないしは二個設けられていた。石干見は台風の時壊れるし、風によっておこる波でも壊れる。冬の北西風は波浪を打ちかけた。シオ（海水）が澄んでいると魚の入りは悪い。波浪が出ている方が魚の入りはよかった。従来は農業者が石干見を所有していた。こうした農業者も漁協の準組合員を構成した。第二次世界大戦前には一基が二〇〇円くらいで売買された。一九四九年の漁業制度改革も、石干見は漁具と考えられ、個人所有のような形態が継続された。宇島漁業協同組合⁹¹では七基あった石干見の石を三万五千〜四万円で購入し、それを壊してそこをノリの養殖場にした。宇島にはもともと石干見が一、二、一三基あった。八屋にも一、二基あったという（小川 一九八四）。

小川は、同じ一九六二年に築上郡椎田町の石干見を採訪したことについても短い文章を残している。それによると、石干見が鬼塚の近くと高塚にそれぞれ一基ずつあったという。高塚のものは池田姓の農家が所有しており、鬼塚近くのは小原おはらヒビといわれ、大字小原の農家の人が所有していた（小川 一九八四）。

椎田町史編纂委員会編（二〇〇五a）によると、石干見は昭和四〇年ころまでわずかに利用されていた。しかし毎年の台風で壊れ、その後放置されるままとなった。引き継ぐ者もなくなり、石干見はほとんど姿を消したという。この「昭和四〇年ころ」、すなわち一九六五年前後には、石干見はどのような状態であったのか。この状況を知るために、国土地理院が提供する空中写真の判読を試みた。

一九六二年に椎田を含む現在の築上町を撮影した空中写真（国土地理院 MKU 629-C-6-10：写真3）をみると、城井川河口部から南に続く干潟に一〇基以上の石干見、およびかつて石干見であったと思われる痕跡が認められる。石積みみの袖の長さは最長で二〇〇メートル近い。また、隣り合う石干見の袖を共有するような形で構築されているものがあった。

城井川河口と上り松川河口に挟まれた大字湊の前に広がる干潟は、干拓予定地であった。この干拓は椎田干拓と呼ばれ、一九五四年に着工された（松本 一九七六）。空中写真では干拓堤防が干潟の沖側ですでに完成している。小さな陸繋島であった鬼塚が、干拓堤防の内側にすでに取り込まれていることもわかる。前述した一九一四（大正三）年の「漁業免許願」にある石干見の漁場位置「椎田町大字湊鬼塚西角」はこのあたりの石干見を指すことに間違いのない。さらに、干拓堤防の沖側にも石積みみの痕跡を確認することができる。このような沿岸に近い部分と沖側との配置が、岡干見と沖干見の区別を示すものかもしれない。なお、沖合には小型定置網の一種である柵網が整然と敷設されていることも空中写真から判読できた⁴⁴⁾。

干拓工事は、その後一〇年を経て一九六五年に潮止工事が開始され、一九六八年には幹線道路、用水路、用水池が

完成した。全工事は一九七一年に完成をみた（椎田町史編纂委員会編二〇〇五a）。この干潟の干拓によって石干見の多くが消滅した。

一九六二年に撮影された現在の築上町のうち城井川河口から北部の空中写真（国土地理院 MKU629-C5-9：写真4）には、高塚、宇留津集落の前浜に九、一〇基の石干見があることもわかる。

一九七四年の築上郡築上町の空中写真（国土地理院 CKU748-C3-8, CKU748-C3-9）をみると、椎田の沿岸部にはノリ養殖用の簀が整然と並んでおり、ここがノリ養殖地帯へと変化してきたことを読み取ることができる。石干見は、すでに利用価値を著しく低下させた。ノリ養殖場を整備するにあたって、石干見の石積みはむしろ妨げとなるため、崩されたり、運び出されたりしたのである。空中写真には、城井川河口部の北側で陸地と沖のノリ簀との間に二基の石干見の痕跡が見出されるのみである。一九七二年には行橋市の簀島地区と椎田町の湊地区を中心に年間三〇〇万枚を超えるノリの生産があったという（松本 一九七六b）。

一九七四年の豊前市の空中写真（国土地理院 CKU74-8-C7-12）には松江漁港の東側、豊前松江駅正面の湾入部に二基の石干見の痕跡がある。その沖側にはノリ簀が整然と敷設されている。豊前市史編纂委員会編（一九九一b）は、豊前松江駅裏、八屋神社場裏、沓川の岩岳川川尻には、第二次世界大戦後まで石干見があったが、昭和四〇年代にノリ養殖が開始されたことを機に全部取り除かれたと記している。松本（一九七六a）によると、豊前市と吉富町は豊前海区（北九州市門司区田野浦く吉富町）のなかで最大の水揚高を誇った。当時の基幹漁業はノリ養殖であり、これが水揚高の六割近くを占めたことも記されている。ただし、一九八一年の豊前市の空中写真（国土地理院 CKU 812-C23-50）にも同じ石干見跡を確認できる。

小川（一九八四）が聞き取りで得た、宇島にあった一二、一三基および八屋にあった一、二基の石干見については、一九四八年の空中写真（米軍：USA230）、一九六二年の空中写真（国土地理院 MKU 629-C8-14, MKU629-C8-

15, MKU 629-C8-16) からは確認できなかった。三毛門には一九六二年の空中写真(国土地理院 MKU629-C8-18)から複数基の石干見を確認することができたことも付記しておく。

おわりに

小論は、福岡県周防灘沿岸部における石干見について、主として過去の史・資料類に依拠しながら、江戸時代末期から昭和四〇年代頃までの状況を整理したにすぎない。とはいえ、幕末期の小倉・中津両藩の領地交換に関わる絵図から、石干見がこの時代に存在したと石干見という文字の使用を確認できた。これらの記録は、筆者がこれまで石干見の記録としてもっとも古いと考えてきた一八八〇年の福岡県漁業税規則より一〇数年早いことになる。豊前市史編纂委員会編(一九九一a)にあるように、八幡古表神社所蔵の「高浜論所絵図」を文化年間の作製とするならば、一八八〇年よりさらに六〇〜七〇年遡れることになる。このように時代考証ができたことを小論の成果のひとつとしたい。他方において、現地調査に基づくさらなる史・資料の発掘が課題として残された。

石干見が消滅する昭和三〇年代から四〇年代にかけての状況を空中写真から判読できたことも、小論の成果と考えている。これをふまえて、現地にて空中写真を示しながら、石干見漁を経験した人びとやこの漁を記憶している人びとから、たとえば各石干見の名称や所有関係、利用形態に関する諸事項を聞き取る作業は喫緊の課題である。

椎田町には、石干見の所有者を意味する干見主という呼称が存在していた。干見主は基本的には日々の「おかずとり」として石干見を利用した。また、通常は岡干見、沖干見の二基を所有していた。これは干潟の高低差と潮汐の周期的な変化を勘案しての敷設形態であったと考えられるのではないか。すなわち、潮がよく引く大潮時期であるならば、干潮時には岡干見は干出する。沖干見も干出するか、魚取りがたやすいくらいまで海水は引いたであろう。反

対に小潮時期の干潮時には、沖干見では海水が引ききらないことから利用は困難で、岡干見の利用だけにどまっていたであろう。各人が、岡干見と沖干見をともに所有していたことは、月間の石干見の利用を効率よくするための工夫であったと考えられる。漁獲物が多かった場合には近所に配った点からも、利用の目的が漁獲物の販売というよりも日々の「おかずとり」であったことが推察される。

石干見の漁業権は、漁業組合への漁業権申請とは異なり、直接、県へ申請したようであるが、一方において大正期の角田村松江では組合総会の席上で県へ更新手続きを申請（存続期間一〇年）することが決議されている。また、椎田町では石干見の権利は県に一年ごとに申請したという記録が残されているし、同町大字湊にあった石干見に関する一九一四年の「漁業権免許願」では漁業権存続期間が二〇年となっている。一九一一年（明治四四）年に大分県宇佐市にあった石干見に対して県から発行された「定置漁業免許状」についても免許期間は二〇年、明治期に長崎県南高来郡にあった石干見に対して与えられた漁業権の「貸渡年限」は五年間であった（田和二〇一九）。免許申請方法とその免許期間についての考察も今後の課題となる。

石干見は漁業者以外の者、すなわちほとんどが農業者によって所有されていたと推察できる。大正・昭和期の仲津村稲童における石干見の所有者が農業者であったことも、これを傍証する材料となる。また、石干見の利用は、所有者が利用した後には、近所に住む他人が自由に利用できた。この事例は、長崎県諫早市や沖縄県宮古島市、台湾澎湖本島五徳地区など各地で見られた利用のしきたりと共通している。これらは、いずれも農民・漁民的な石干見利用がなされていた地域である。

以上みてきたように、今後の現地調査に委ねなければならない石干見に関する数々の課題を提示して小論を終える。

〔付記〕

小論執筆のきっかけとなったのは、二〇一九年一月に大分県宇佐市長洲にて開催された「世界石干見サミット『長洲』への参加であった。この時、宇佐の文化財を守る会の小倉正五様より福岡県吉富町にある八幡古表神社が所蔵する幕末の絵図に関する情報をいただいた。その後、二〇二〇年一月には吉富町教育委員会に連絡を取り、複数の絵図に関しての新たな情報を得た。できるだけ早い機会に現地調査を実施したいと考えていたが、新型コロナウイルスの感染拡大によって調査を控えたまま現在に至っている。フィールドで十分な検証もできず、忸怩たる思いである。しかしながらこの間にも、吉富町教育委員会の永田裕久様には同委員会が撮影した絵図のポジフィルムをご提供いただき、同委員会からは小論への掲載のご許可も頂戴した。皆様にはこの場を借りて厚くお礼申し上げたい。関係する複数の学会はいずれもオンライン開催となり、従来とは異なる研究発表の形式に自身が対応できず、小論の骨子を報告する機会を逸した。しかし、同僚の山口寛教授が主催する私的な研究会（オンライン形式）において二〇二〇年七月に小論について報告する機会を得た。数々のアドヴァイスもいただけた。山口教授および参加くださった皆様にも心よりお礼を申し上げます。

注

(1) たとえば、Stewart (1977) によるカナダ北西海岸における先住民の漁撈活動を扱った人類学的研究では、石干見 (stone fish trap) を撮影した空中写真が使われている。沖縄県公文書館が保管しているアメリカ軍が撮影した宮古島狩俣地区の空中写真(一九四六年二月二日撮影、撮影番号: 16549、フィルム番号: 004・003・002) の中には沿岸部に連続する石干見(魚垣、地方名ではカキス)を確認することができる。佐渡山(二〇〇〇)は宮古島の礁池(地方名ではイノー)の民俗について研究しているが、そのなかでアメリカ空軍が空中写真を用いて作製したと考えられる宮古島地図(一九四五年四月作成)に記載されている狩俣の魚垣の位置と規模を、地図を下敷にしてなぞり、それに方言呼称と垣の手の長さを記している。西村(一九七九)は、「航空写真に拠る狩俣の石干見分布図」を掲げているが、これもアメリカ軍の撮影した空中写真に依拠したものであろう。

定置型の漁具 (fish trap) を研究対象とする水中考古学的研究においては、空中写真 (aerial view) はすでに一九九〇年代から必須のアイテムであった(たとえば Dorch 1997; Gilman 1998; Bannerman & Jones 1999 など)。近年ではドローンを使用した空撮画像も用いられている(若淵二〇一七)。

- (2) 淋(寂)しいについて、「さみしい」と「ざびしい」という発音が併存すること、また煙を「けむり」と読むほか、その古語として「けぶり」があること、蛇(へび)を地方によっては「へみ」と呼ぶこと(小学館『大辞泉』編集部編、二〇一二年・二〇一二年b)など、ま行とば行にみられる音のゆらぎの例はいくつもある。築上郡史編纂委員会編(一九五六)によると、福岡県のこの地方の方言には、音韻上よりみて、は・ば行音とま行音との転位がある。いくつか例示すると、すべる(二)る)がずめる、すくまる(疎る)がすくばる、もち(餅)がぼち、になる。
- (3) 気象庁による二〇二一年の潮汐・海面水位のデータと潮位表を参照した。正確な表示地点は、福岡県京都郡苅田町港町(北緯三三度四八分、東経一三二度〇分)である。https://www.data.jma.go.jp/gnd/kaiyou/bride/suisan/(最終閲覧日二〇二一年二月一三日)。
- (4) 緒言には雑漁具四種とある。本文をみると、石干見、ささ干見、建干網、いな網の四種についての説明があり、目次にあるなまこ桁網については説明がない(福岡県水産試験場編一九二七)。
- (5) 目次には石干見に対して「いしひみ」というルビがうたれている。また、ささ干見についても目次では干見に「ひみ」とルビがある(福岡県水産試験場編一九二七)。
- (6) 前著(田和二〇一九)では、漁業種類が石干見だけに限られる地区を三地区としていたが、これは誤りで、四地区が正しい。この場を借りて訂正しておく。
- (7) 漁業組合は、明治期に漁業制度が整備されるなかにあつて設立された。一組合に含まれる地区は、一八八九(明治二二)年の市町村制施行以降では、従前の村名や町名を残した大字の単位であった。ただし、一組合が大字によって構成されることは限らなかつた。また、漁業集落を「村」あるいは「浦」という別名称でとらえることも併存した。以上のことからいえば、筆者が小論において便宜的に用いた「地区」の表記基準はきわめて煩雑である。ここでは三井田(二〇〇六)に依拠しながら、福岡県における明治期の漁業組合の設立についてまとめておきたい。
- 福岡県下ではすでに明治一〇年代の半ばに漁業組合設立の動きがみられた。漁業組合が実際にどの程度まで組織化され、機能したのかは判然としないようであるが、組合設立は現業者の自主的運動によってなされたという。県として初めて漁業組織制度に関する規則を公布したのは、一八八四(明治一七)年一月の沿海漁業組合設置準則であった。藩政期の慣行に基づく漁業秩序が次第に機能しなくなり、新たな漁業秩序を確立する必要性に迫られ、その担い手としての漁業組合の設立がまず急務であったからであろう。これは国が漁業組合準則を制定する一八八六(明治一九)年以前のことである。

沿海漁業組合設置準則の第一条の組合設置の目的に続いて、第二条では、県内の海域別の連合区域が定められた。すなわち、第一連合区筑前国沿海、第二連合区豊前国沿海、第三連合区筑後国沿海の三つである。このうちの第二連合区豊前国沿海には、企救・京都・仲津・築城・上毛の五郡が含まれた。

県は、国の漁業組合準則公布後半年で沿海漁業組合設置準則を廃止し、新たに漁業組合準則を制定した。連合海区については旧態を踏襲した。第二連合区豊前国沿海には、一八九三(明治二六)年現在で、豊前沿海漁業組合連合会という組織が存続していた。この連合会は二組に分かれ、第一組に北部側の一一組合(田野浦、柄杓田、今津、恒見、曾根新田、苅田、浜町、蓑島、杵尾、長井、稲童)、第二組に南部側の八組合(八津田、椎田、西角田、松江、八屋、宇島、三毛門、東吉富)が配されていた。一八九九(明治三二)年には同連合会は解消され、海域利用において隣接する大分県の関係漁村と連合した豊海漁業組合が新設された。

その後、旧漁業法が一九〇一(明治三四)年に成立し、翌一九〇二年七月一日に施行されるが、この漁業法に基づき、同年五月、漁業組規則が農商務省令によって公布された。そのため、前述の豊海漁業組合は旧漁業法が施行される以前に解散している。旧漁業法に基づく福岡県下の漁業組合は一九〇三年七月までにはほぼ設立認可された。豊前海区には二〇の組合が設立している。市郡別の組合数を示すと、門司市内・一組合、企救郡内・五組合、京都郡内・六組合、築上郡内・八組合となる。各漁業組合の区域は、単一の大字だけではなく、複数の大字、また、複数の集落に及ぶことがあった。

(8) 稲童には二六隻の漁船があった。内訳は、肩巾七尺以上の打瀬網用の漁船が七隻、肩巾七尺以下の漁船が一九隻(うち網漁業用一五隻、釣網兼用四隻)である(福岡県水産試験場編一九一七)。

(9) 福岡県水産試験場編(一九一七)は、八津田村の地域概要を記した文中ではボラ旋網としているが、それに続く漁具名の一覧表には、ボラ旋網ではなく、ボラ旋刺網とある。

(10) 第二次世界大戦下の一九四三年に公布された水産団体法によって、それまでの漁業組合は漁業会となった。戦後の一九四八年一月に水産業協同組合法が公布され、旧来の漁業会は新生の漁業協同組合となった。ここで扱った統計はこの過渡期のものである。

(11) 豊前市史編纂委員会編(一九九一b)によると、一九六四年には椎田に桝網漁業経営体が二三あった。桝網の漁期は四月から二月までで、漁獲対象はエビ類、スズキ、ボラ、カレイ、イカ類などであった。

参考文献

- 岩淵聡文(二〇一七)「島原半島の石干見―「石干見」再生・活用の多面的な価値の発見―」、田和正孝編『石干見のある風景』、関西学院大学出版会、九―二〇ページ。
- 小川 博(一九八四)『海の民俗誌』、名著出版。
- 小林 實編(一九四九)『数字に見る築上郡―昭和二四年度資料集―』、築上郡教育振興会。
- 佐渡山正吉(二〇〇〇)『イノリの民俗』、宮古研究八、一〇―二二ページ。
- 椎田町史編纂委員会編(二〇〇五a)『椎田町史 下巻』、椎田町。
- 椎田町史編纂委員会編(二〇〇五b)『椎田町史 民俗編』、椎田町。
- 小学館『大辞泉』編集部編(二〇二一a)、『大辞泉 第二版 上』、小学館。
- 小学館『大辞泉』編集部編(二〇二一b)、『大辞泉 第二版 下』、小学館。
- 田和正孝(二〇一二)『石干見の呼称に関する覚え書き』、人文論究六一―四、二三―五〇ページ。
- 田和正孝(二〇一九)『石干見の文化誌―遺産化する伝統漁法』、昭和堂。
- 築上郡史編纂委員会編(一九五六)『福岡県築上郡史 下巻』、福岡県築上郡・豊前市教育振興会。
- 中田祝夫編(一九七〇)『玉塵抄(1)』、勉誠社。
- 西村朝日太郎(一九六九)『漁具の生ける化石、石干見の法的諸関係』、比較法学五―一・二六、七三―一六六ページ。
- 西村朝日太郎(一九七九)『生きている漁具の化石―沖縄宮古群島における *Kata* の研究―』、民族学研究四四―三、二二三―二五九ページ。
- 日本定置漁業研究会編(一九三九)『定置漁業権調』、同研究会。
- 入学正敏(一九七五)『篋(ヒツ)』、宇佐の文化六、六ページ。
- 橋村 修(二〇一九)『書評：田和正孝著「石干見の文化誌」』、歴史地理学六一―四、二九―三三二ページ。
- 半田隆夫解説・校訂、豊津町史編纂委員会企画(一九九二)『豊津町史史料編 豊津藩 歴史と風土 第三輯』、豊津町。
- 半田隆夫校訂・解説、中津藩政史料刊行会企画(一九八七)『中津藩史料叢書 中津藩 歴史と風土 第七輯』、中津市立小幡記念図書館。
- 福岡県水産試験場編(一九一七)『福岡県漁村調査報告 漁業基本調査第一報』、同試験場。

- 福岡県水産試験場編（一九二七）『福岡県漁具調査報告 豊前海之部 漁業基本調査第三報』、同試験場。
- 福岡県庁庶務課別室史料編纂所編（一九四九）『農務誌漁業誌』、『福岡県史史料叢書第9輯』、福岡県庁庶務課、一一一〇ページ。
- 豊前市史編纂委員会編（一九九一a）『豊前市史 上巻』、豊前市。
- 豊前市史編纂委員会編（一九九一b）『豊前市史 下巻』、豊前市。
- 松本昭一（一九七六a）『豊前』、山口恵一郎編『日本図誌大系 九州I』、朝倉書店、三二—三三ページ。
- 松本昭一（一九七六b）『稚田・築城』、山口恵一郎編『日本図誌大系 九州I』、朝倉書店、三四—三六ページ。
- 三井田恒博（二〇〇六）『近代福岡県漁業史』、海鳥社。
- 安室 知（二〇一一）『「百姓漁師」という生き方—漁村類型としての「半農半漁」批判—』、国立歴史民俗博物館研究報告一六二、一九七—三三二ページ。
- 行橋市史編纂委員会編（二〇〇六）『行橋市史 下巻』、行橋市。
- 吉富町教育委員会編（二〇〇一）『吉富町の歴史と文化財』、同委員会。
- Bannerman, N. & Jones, C. (1999) Fish-trap types : a component of the maritime cultural. *The International Journal of Nautical Archaeology* 28(1), pp.70-84.
- Dortch, C. E. (1997) New perceptions of the chronology and development of Aboriginal fishing in south-western Australia, *World Archaeology* 29(4), pp.15-35.
- Gilman, P. J. (1998) Essex fish traps and fisheries : An integrated approach to survey, recording, and management. In K. Bernick ed. *Hidden Dimensions : The Cultural Significance of Wetland Archaeology*. UBC Press, pp.273-289.
- Stewart, H. (1977) *Indian Fishing : Early Methods on the Northwest Coast*. Univ. of Washington Press.